

## 第 55 回全国林業後継者大会実施計画作成等業務委託に関する一般競争入札公告

第 55 回全国林業後継者大会実施計画作成等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 8 年 8 月 3 日

第 55 回全国林業後継者大会奈良県実行委員会会長 安田 宗一

### 第 1 競争入札に付する事項

#### 1 入札物件

第 55 回全国林業後継者大会実施計画作成等業務委託

#### 2 入札物件の数量及び特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### 3 賃貸借期間

契約日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

#### 4 最低制限価格

最低制限価格は定めません。

#### 5 その他

入札説明書及び仕様書によります。

### 第 2 入札方法等

#### 1 入札方法

入札は総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 郵便入札の可否 可

#### 3 その他詳細は、入札説明書によります。

### 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(3)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q5 広告・イベント業務で登録をしている者であること。
- (4) 過去5年以内に国または地方公共団体と、本入札案件と同規模・同内容と認められる業務委託契約を2件以上誠実に履行していること。

### 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を第6で示す場所に提出しなければなりません。

申請者には令和8年8月26日（水）までに競争入札参加資格確認審査の結果を通知します。

### 第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所 なし
- 2 競争入札参加資格確認申請 令和8年8月19日（水）午後5時まで
- 3 入開札の日時  
令和8年9月1日（火）午前10時  
場所：〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県庁分庁舎5階 B51 会議室
- 4 その他詳細は、入札説明書によります。

### 第6 問い合わせ先

入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501

奈良市登大路町 30

第 55 回全国林業後継者大会奈良県実行委員会事務局

(奈良県庁分庁舎 5 階 奈良県環境森林部森林環境課内)

電話番号：0742-27-8115 (ダイヤルイン)

## 第 7 その他

### 1 入札保証金

免除します。

### 2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第 19 条第 1 項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 7 条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

### 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力

団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 事務局が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事務局が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、事務局が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 事務局が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を事務局に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を事務局に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、4の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 6 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の問い合わせ先にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。